

東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱
「船着場のデジタル化事業」

令和 8 年 4 月 1 日
7 都市基交第 1693 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、船着場管理者等による「船着場のデジタル化事業」に対し、その経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めることにより、舟運を取り巻く事業環境のデジタル化の推進により舟運活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、船着場のデジタル化事業とは、東京都内において、船着場管理者等が舟運事業者等に対して船着場を開放するに当たり、その使用予定者等の事務をデジタル化し、船着場予約システムなどにより、舟運事業者が船着場利用を可能とする事業をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「船着場のデジタル化事業」であって、かつ、次に掲げるいずれかの機能を有する船着場のシステムを導入するものとする。

- 一 舟運事業者等が一つのシステムで異なる管理者の船着場を予約できる機能を有するシステム
- 二 船着場予約情報を基に、集約した運航情報の掲示及び乗船券販売を行うことができる機能を有するシステム
- 三 船着場において電子的に施錠・解錠を行い、利用者の認証や利用履歴の管理等を行うことができる機能を有するシステム

(補助対象事業者)

第 4 条 補助対象事業者は、船着場管理者又は船着場管理者から船着場の管理運営を受託等しており、実質的にその業務を履行している事業者とする。

(補助対象経費)

第 5 条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費から、国庫補助金その他の補助金を控除した額とする。ただし、補助を受ける事業とそれ以外の事業とで共用する経費については、それぞれに係る経費を合理的方法で按分することとする。

- 一 補助対象事業に規定する機能を有するシステムを導入するための初期経費のうち、システム導入費、デジタル機器購入費、デジタル環境整備費及びその関連付帯工事費。

(補助金の額等)

- 第6条 この補助金の交付額は、予算の範囲内であって、補助対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付額の上限は、1船着場当たり50万円とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助対象事業者は、この補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)及び事業計画書(第1号様式別紙)に、事業内容が分かる事業計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第8条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(第2号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

- 第9条 知事は、前条に規定する補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の計画変更の申請)

- 第10条 補助金の交付決定を受けた者がその交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業計画変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

- 第11条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。
- 2 知事は、補助金交付決定額を変更したときは、補助金交付決定額変更通知書(第4号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助対象事業中止（廃止）承認申請書（第 5 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認及び通知)

第 13 条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助対象事業の中止又は廃止を承認するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助対象事業の中止又は廃止を承認したときは、補助対象事業中止（廃止）承認通知書（第 6 号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助対象事業事故報告書（第 7 号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき、速やかに実績報告書（第 8 号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

2 前項の規定は、第 13 条の規定により知事が補助対象事業の廃止の承認をした場合について準用する。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が、第 8 条の規定による補助金の交付決定の内容及び第 9 条の規定により当該交付決定に付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第 9 号様式）により補助対象事業者にその旨を通知する。

(補助金の請求)

第 17 条 補助対象事業者は、知事に対し、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、請求書（第 10 号様式）により請求するものとする。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の実施期間の 2 分の 1 が経過した場合、交付決定額の 2 分の 1 を超えない範囲で、概算払請求書（第 11 号様式）による補助金の概算払を請求することができる。

3 知事は、前項の規定による補助金の概算払の請求があったときは、交付決定額の 2 分の 1 を超えない範囲内で、これを交付することができる。

4 前条の規定により確定した補助金の額が、既に交付を受けた概算払額を下回った場

合、補助対象事業者は、確定額と概算払額との差額を、知事に返還しなければならない。

(帳簿の保管義務)

第 18 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

(申請書等の提出先)

第 19 条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に提出するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。